

# 一部変わります

令和6年10月分  
(12月支給分から)

問合せ 子育て支援課 (内線2638)

## 主な変更点

1

所得制限の**撤廃**

2

支給期間を**高校生**年代  
(18歳年度末)までに**延長**

3

**第3子**以降の支給額を  
**月3万円**に増額

4

第3子の算定に含める子の  
年齢を**22歳年度末**  
までに**延長**

5

支給月を年3回  
(2月、6月、10月)から  
**年6回**(偶数月)に変更



※令和6年10月定期払以降の支払通知(定期払毎の支払額が記載された通知)は廃止されます

|                    |          | 改正前(令和6年9月分まで)         |                                    | 改正後(令和6年10月分以降)              |                    |
|--------------------|----------|------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------|
| 所得制限               |          | あり                     | 所得が一定以上の場合、「特例給付(一律5,000円)」又は「不支給」 | なし                           | 所得に関わらず、一律に児童手当を支給 |
| 手当月額               | 3歳未満     | 一律15,000円              |                                    | 15,000円(第3子以降 30,000円)       |                    |
|                    | 3歳～小学校修了 | 10,000円(第3子以降 15,000円) |                                    | 10,000円(第3子以降 30,000円)       |                    |
|                    | 中学生      | 一律10,000円              |                                    | 10,000円(第3子以降 30,000円)       |                    |
|                    | 高校生年代    | なし                     |                                    | 10,000円(第3子以降 30,000円)       |                    |
| 第3子カウント対象(算定児童の年齢) |          | 18歳に到達した年度末まで          |                                    | 22歳に到達した年度末まで                |                    |
| 支給回数               |          | 年3回(2月、6月、10月)         |                                    | 年6回<br>(2月、4月、6月、8月、10月、12月) |                    |



# “児童手当制度”が

## 次の条件に当てはまる方は手続きが必要です

- 所得上限限度額以上の所得があるため、児童手当(特例給付)の支給対象外となっている
- 高校生年代の児童のみを養育している
- 現在児童手当を受給していて、算定児童に登録されていない高校生年代の児童を養育している
- 現在児童手当を受給していて、大学生年代までの子を含む3人以上の子を養育している



市HP  
(児童手当制度改正)

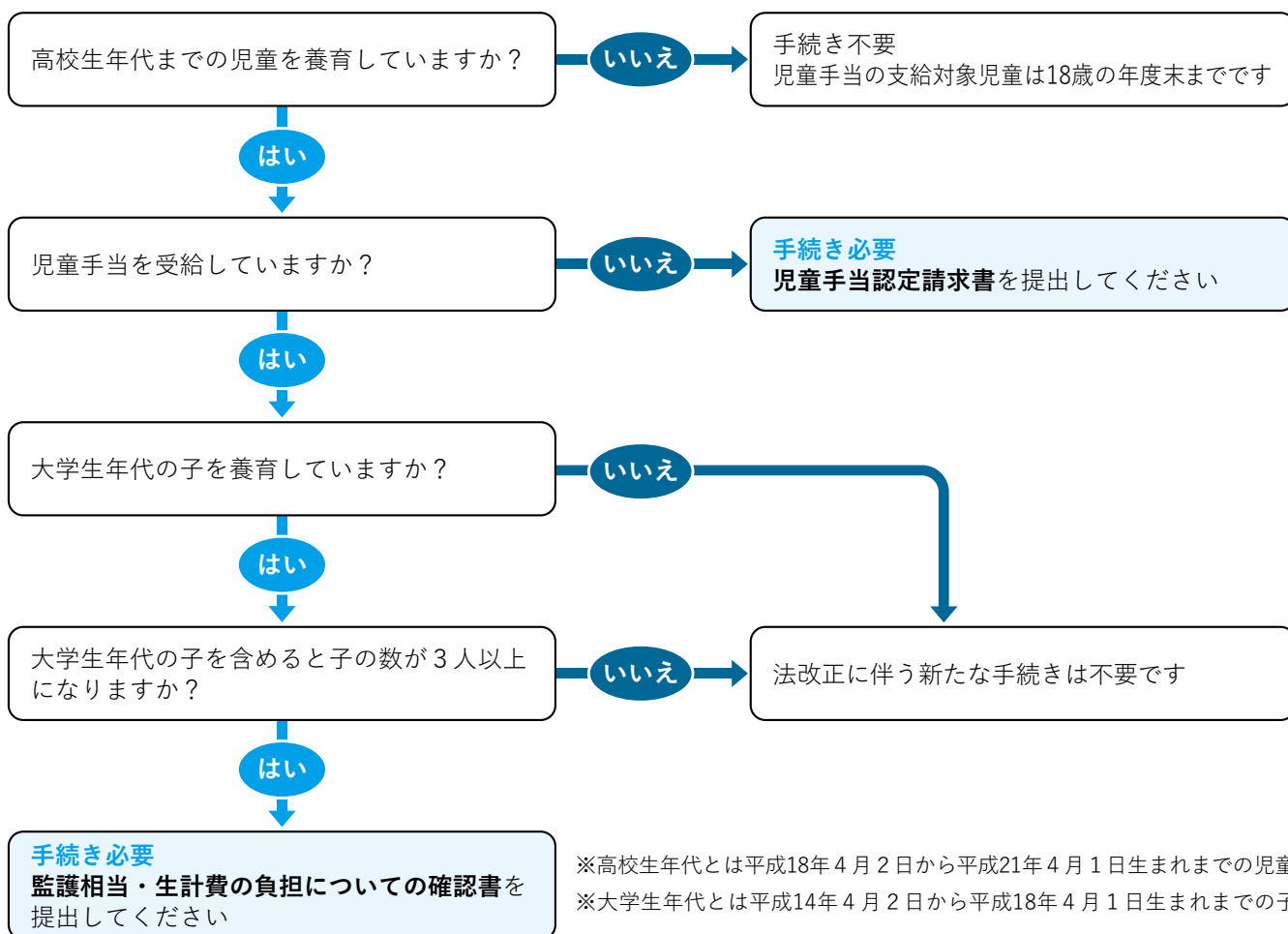
下のフローチャートを参照し、手続きが必要かご確認ください(詳しくは市HPをご覧ください)

※市では公簿等により手続きが必要であると確認できた方へ、8月中旬から下旬にかけて案内を送付します。  
なお、児童と別居している世帯など、案内を送付できない場合があります。案内が届かないときはご連絡ください

※10月18日(金)までに必要な書類を提出された方は、12月定期払日(12月10日(火))に制度改正後の手当を支給します。10月21日(月)～令和7年3月31日(月)に必要な書類を提出された方は、令和7年1月以降の定期払日又は随時払日に制度改正後の手当を支給します

※児童手当は原則、手続きのあった翌月から支給の対象となりますが、今回の制度改正に伴う手続きに関しては、令和7年3月31日(月)までに手続きが行われれば、特例で令和6年10月分まで遡り支給します

### 手続き要否確認フローチャート



※高校生年代とは平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれまでの児童  
※大学生年代とは平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの子

公務員の方は勤務先から児童手当が支給されるので、勤務先へお問い合わせください

